

令和 7 年宮城県山火事予防運動推進方針

1 目 的

「令和 7 年全国山火事予防運動」（林野庁、消防庁主唱）の具体的行動を喚起するための方針を示し、関係機関が協力しながら、山火事に対する県民の関心を高めるとともに、予防体制を整備し、山火事の未然防止に努めることで、森林機能の維持増進と自然環境の保全を図り、県民生活の安全の確保に資するものとする。

2 関係機関

森林組合等林業関係団体、各森林管理署、市町村、県

3 統一標語（全国）

「ふるさとの 山を守ろう 火の手から」

4 実施期間

特に降水量が少なく空気が乾燥し、山火事が発生しやすい危険期において、細心の注意を払う必要があるため、令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までを実施期間とする。

5 重点推進項目

山火事発生主な原因である、たばこの投げ捨てやたき火、野外焼却（野焼き）の不始末など人為的失火を防止するため、以下の事項に重点を置いて推進するものとする。

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 森林の保全管理体制の強化
- (3) 予防対策の強化

6 県の具体的行動事項

県は、重点推進項目を踏まえた具体的行動として、次の事項を実施するものとする。

- (1) 県政ラジオ等を活用した広報活動により県民等に山火事予防運動を周知徹底する
- (2) みやぎ森林保全協力員（※ 1）及びみやぎ森林保全推進活動協定締結団体（※ 2）に依頼し森林巡視及び啓発活動を強化する
- (3) 山火事発生時の連絡系統図を作成し関係機関と共有する
- (4) 関係機関への情報提供及び指導

7 各関係機関に協力を依頼する事項

(1) 市町村

- イ 広報活動による地域住民への森林愛護・防火思想の普及・啓発
- ロ 火災が発生しやすい気象注意報・警報発令中の森林巡視の強化
- ハ 火入れに関する条例の周知徹底
- ニ 初期消火資機材・防火管理施設の整備・保守点検
- ホ 通報通信系統の周知徹底

(2) 森林組合等

- イ 組合員への森林愛護・防火思想の普及・啓発
- ロ 作業員への山火事予防意識の普及・啓発
- ハ 入山者への注意喚起
- ニ 火入れに関する許可関係法令の遵守
- ホ 火災が発生しやすい気象注意報・警報発令中の火気の不使用
- ヘ 初期消火資機材の整備・保守点検
- ト 通報通信体制の整備

(3) 国有林及び県有林管理者

- イ 入山者への注意喚起
- ロ 山火事予防標識・看板等の設置
- ハ 火災が発生しやすい気象注意報・警報発令中の森林巡視の強化
- ニ 防火線・防火帯・防火管理施設の整備
- ホ 初期消火資機材の整備・保守点検
- ヘ 通報通信体制の整備

※1 みやぎ森林保全協力員

ボランティアで森林の巡視や入山者への山火事注意、ゴミ持ち帰りの呼び掛けなどを行っていただく方で、県が53人（令和7年1月末現在）に委嘱している。

※2 協定団体

県内の森林組合や自然保護団体など、28団体（令和7年1月末現在）と協定を締結している。